

太子町移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太子町地域生活支援事業実施要綱（平成19年太子町要綱第4号。以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、町内に居住する障がい者等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により本町以外の市町村が介護給付費等の支給決定をしている者を除く。）又は同項の規定により本町が介護給付費等の支給決定をした本町以外に居住する者で、次の各号のいずれかに該当し、太子町長（以下「町長」という。）が移動支援の必要があると認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳を有する視覚障がい者（児）及び全身性障がい者（児）
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）に基づく療育手帳を有する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者

(4) 前3号に掲げる障がい者等と同等の障がいを有する者で、町長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が法に規定する行動援護、同行援護、重度訪問介護又は重度障がい者包括支援を受けているときは、事業によるサービスの提供を行わない。

3 事業は、利用者1人に対し事業に従事する者1人の個別移動支援により行うものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、原則として1日の範囲内で用務を終えるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買
い物（本人が同伴するものに限る。）、冠婚葬祭の出席等

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、外食等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定するものについては、事業の対象外とする。

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

(2) 通年かつ長期にわたる外出

(3) 通院の介助

(4) その他町長が社会通念上適当でないと認める外出

(実施方法)

第4条 事業は、第7条の規定により移動支援事業者の登録の決定を受け

た社会福祉法人等（以下「事業者」という。）が実施し、町長が事業に要した費用の全部又は一部（以下「給付費」という。）を給付する方法により実施する。

（移動支援事業者の登録等）

第5条 事業者の登録等を受けようとする者は、移動支援事業者登録（変更）申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に申請しなければならない。

（移動支援事業者登録の決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して登録の可否を決定し、移動支援事業者登録（却下）決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

（移動支援従事者の要件）

第7条 事業に従事する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 居宅介護従業者養成研修の1級又は2級課程修了者
- (2) 移動支援従事者研修終了者

（支給申請）

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業支給申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に申請者の属する世帯の前年分（1月から6月までの申請にあっては、前々年分）の住民税の課税状況を証する書面を添えて、町長に提出しなければならない。

(聴き取りの実施)

第9条 町長は、申請者に対し事業の支給決定を行うため、必要に応じて聴き取りを実施するものとする。

(支給決定等)

第10条 町長は、申請書の提出があったときは、速やかに支給の可否を決定し、申請者に対し、地域生活支援事業 支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第4号）又は地域生活支援事業不支給決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(受給者証の交付)

第11条 町長は、事業の支給決定を行ったときは、地域生活支援事業に係る受給者証（様式第6号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(利用方法)

第12条 第10条の規定により支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、受給者証を事業者に提示し、事業者と利用契約を締結して事業を利用するものとする。

(受給者証の再交付)

第13条 受給者証の再交付申請は、地域生活支援事業に係る受給者証再交付申請書（様式第7号）により行うものとする。

(支給の取消し)

第14条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 障がい者等が支援を受ける必要がなくなったとき。

- (2) 障がい者等が本町の援護を受ける者でなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が利用の状況が不適当と認めたとき。

(支給単価)

第15条 事業に要する支給単価は、1時間当たり2,000円とする。ただし、30分を単位として計算する場合にあっては、30分当たり1,000円とする。

2 1回の派遣時間に1時間未満の端数があるときは、15分未満は切り捨て、15分以上45分未満は30分とし、45分以上は1時間に切り上げる。

(事業費及び利用者負担額)

第16条 事業に要する費用（以下「事業費」という。）は、1か月当たりの派遣時間の総数に支給単価を乗じて得た額とする。

2 利用者は、前項に規定する事業費の1割を事業者に対して利用者負担額として支払うものとする。ただし、負担上限月額は、次に定めるとおりとする。

区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
負担上限月額	0円	0円	4,000円

3 利用者が事業者から事業の提供を受けたときは、町長は、給付費として利用者に給付すべき額の限度において、利用者に代わり、事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、利用者に対し、給付費の支給があったものとみなす。

(給付費の請求)

第 17 条 事業者は、事業に要した給付費について、事業を提供した月の翌月の 10 日までに地域生活支援事業請求書（様式第 8 号）に必要な書類を添付して町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求内容を審査し、適正な事業の実施であると認めたときは、請求月の翌月の末日（休日の場合はその前日）までに事業者に給付費を支払うものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 （平成 19 年要綱第 5 号）

この要綱は、平成 19 年 1 月 19 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 22 年要綱第 19 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 23 年要綱第 22 号）

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。